

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項若しくは第八項又は第百四十条第八項の規定により掛金の額が免除された加入員を使用する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主であつて、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日を変更したとき又は育児休業等を終了する予定の日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、その旨を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。ただし、当該加入員が育児休業等を終了する予定の日の前日までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項の規定の適用を受ける産前産後休業（改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をいう。次条及び第十七条の四において同じ。）を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

3 平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、加入員が二以上の育児休業等をしている場合であつて、一の育児休

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
加入員に関する原簿の番号（次条及び第十七条の四において「加入員番号」という。）
使用されている事業所の名称及び所在地
育児休業等を開始した年月日
育児休業等に係る子の氏名及び生年月日
育児休業等を終了する年月日
育児休業等の日数

第十七条の二の二 存続厚生年金基金に係る育児休業等期間中の加入員に係る掛金免除の申出等) によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十七条第三項に規定する設立事業所をいう。(以下同じ。)の事業主は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によるおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項(第七号に掲げる事項にあっては、育児休業等(改正後厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。)を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。)を記載した申出書を存続厚生年金基金に提出しなければならぬ。

業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該加入員が就業した日がないときとする。

平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項第二号に規定する育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（加入員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合に、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該加入員を使用する事業主が当該加入員を就業させた日数（当該事業主が当該加入員を就業させる時間数を当該加入員に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該加入員が当該月において二以上の育児休業等をする場合（平成二十五年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定によりその全部によりその例によるものとされている改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

一 氏名
二 加入員番号
三 産前産後休業を終了した年月日
四 産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日
五 産前産後休業を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬の支払の基礎となつた日数

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業期間中の加入員についての掛金免除の申出等に関する経過措置）

第十七条の三 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、廃止前厚生年金基金令第十八条の規定によりその例によるものとされている改正後厚生年金保険法第二十三条の三第一項に該当する加入員について、速やかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業を終了した加入員に係る給与の額の届出に関する経過措置）

第十七条の四 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業期間中の加入員についての掛金免除の申出等に関する経過措置）

4 第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、前項各号に掲げる事項に変更があったとき又は当該加入員が産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、速やかに、その旨を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（存続厚生年金基金に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置）

第十七条の五 存続厚生年金基金が支給する年金たる給付の受給権を有する者（以下この条において「受給権者」という。）の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、規約の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

一 所在不明となつた受給権者の氏名及び性別
二 受給権者と同一世帯である旨
三 年金証書の番号

2 存続厚生年金基金は、前項の届書が提出されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に對し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにできる書面の提出を求めることができる。

3 前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書面を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

第十七条の六 存続厚生年金基金は、その業務に関し、加入員及び加入員であつた者（以下この条において「加入員等」という。）の氏名、性別、生年月日、住所その他の加入員等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに當たつては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 存続厚生年金基金は、加入員等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

（加入員に関する情報の提供）

第十七条の七 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、個人型年金規約（確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。）の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる加入員に関する情報を当該月の翌月末日までに、存続連合会を經由して連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下この項において同じ。）に通知しなければならない。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）、性別及び生年月日
二 使用されている事業所の名称

三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされるた平成二十六年整備政令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十二条第二号に規定する他制度掛金相当額（当該存続厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額に限る。）

四 前各号に掲げるもののほか、当該加入員に係る確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者の掛け金の額が同法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するため必要な情報（連合会が必要と認めるものに限る。）
存続厚生年金基金は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の規定により存続厚生年

金基金の加入員に関する情報の管理に係る業務を同項に規定する法人に委託している場合には、前項の規定による通知を当該法人及び存続連合会の順に経由して行うものとする。
(物納に関する準用規定)

第十八条 第十七条第二项
金去施行見川寫百三二

第十九条 第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行規則第三百三十二条から第三百三十四条までの規定は、平成二十五年改正法附則第九条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第十八条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第二十五条第一項において平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を準用する場合、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を適用する場合、平成二十五年改正法附則第二十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を適用する場合及び平成二十五年改正法附則第二十九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を適用する場合について準用する。

第十九条 平成二十五年改正法附則第十一條第一項の規定による責任準備金相当額（平成十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額をいう。以下同じ。）の減額の申請（以下「自主解散型減額申請」という。）及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申請（以下「清算型減額申請」という。）は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一　自主解散型減額申請又は清算型減額申請をした日（以下この条及び次条において「減額申請日」という。）前一日以内現在における財産目録及び貸借対照表

二　前号の財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして、自主解散型減額申請にあつては平成二十五年改正法附則第十一條第七項の規定、清算型減額申請にあつては平成十五年改正法附則第二十条第三項の規定の適用がないものとして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

三　次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 減額申請日の属する月前二年間において平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定により算定された額を徴収していたことを証する書類

四 口 次条第一項の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類

五 とを証する書類

一 第一号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を平成二十六年経過措置政令第十条第一項第一号の解散した日(清算型減額申請にあっては、平成二十五年改正法附則第十九条第九項の規定により解散した日)とみなして平成二十六年経過措置政令第十条の規定に基づき計算した額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

(自主解散型基金等の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛け金の総額の比率の計算方法)

正法附則第十一條第一項に規定する自主解散型基金をいう。以下同じ。)、平成二十六年経過措置政令第二十条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号にあつては清算型基金(平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。以下同じ。)をいう。以下この項目において同じ。)の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額(平成二十六年経過措置政令第九条第一号に規定する免除保険料額をいう。以下同じ。)に相当する額を除く。次項及び次条において同じ。)の比率として厚生労働省令で定めることにより計算した率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率から第三号に掲げる率を控除して得た率とする。

イ、第二十一条第一号、第二十三条第一号及び第二十四条第一号イに規定する申請をした日をい
う。以下この号において同じ。)の属する月前二年間に当該基金が徵収した掛金の総額(平成
二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生
年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、掛け金の額と当該認可を受け
なかつたとした場合に得られて了一と見込まれる免除保険料額を合計した額の総額)を、当該
基金の加入員又は加入員であつた者に係る減額申請日の属する月前二年間の標準報酬月額の総
額及び標準賞与額の総額で除して得た率

二 一・四(平成二十六年経過措置政令第十三条第一号イ又は第二十四条第一号イの規定に基づ
き率を計算する場合にあつては、一・三六)を、当該基金における平均的な老齢年金給付の額
(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正
前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、当該認可を受けなか
つたとした場合に支給して了一と見込まれる老齢年金給付の額)の当該基金における平均的な
代行給付(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ
れた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付を
いう。)の額に対する比率で除して得た率

二 第一号の期間における当該基金の免除保険料額の総額を、同号の標準報酬月額の総額及び標

八条第三項第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号及び第二十四条第一号イの平成二十一年度及び平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛け金の比率として厚生労働省令で定める率は、千分の二十六とする。
(自主解散型納付計画等の承認の申請)

- 申請は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、当該存続厚生年金基金に係る自主解散型納付計画又は清算型納付計画（以下「自主解散型納付計画等」という。）及び次の各号に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は第二十二条第一項の規定による申請をした日（以下「納付猶予申請日」という。）前一日以内現在における財産目録及び貸借対照表
 - 二 前号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類
 - 三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類
 - イ 納付猶予申請日の属する月前二年間において平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類
 - ロ 第二十条第一項の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類
 - 四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類
- 2 存続厚生年金基金は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合には、当該自主解散型納付計画等の承認の申請に伴う平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百五十五条第二項の規定による規約の変更の認可の申請を、当該自主解散型納付計画等の承認の申請を行う日までに行わなければならない。
- 3 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主（当該存続厚生年金基金を共同して設立している場合にあっては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主（平成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く）。以下この項及び次項、第二十三条第一項第二号、第二十四条並びに第二十五条第二項において同じ。）は、自主解散型納付計画等の承認の申請を行ふ場合は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 一 当該事業主に係る自主解散型納付計画等
 - 二 当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月ごとに支払う額を記載した書類（第二十五条第一項において「損益計算書等」という。）
 - 三 前項の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金を経由して行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - 4 （自主解散型納付計画等の記載事項）
 - 一 第二十三条 平成二十五年改正法附則第十二条第三項第四号及び第二十一条第三項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（設立事業所の事業主が単独の存続厚生年金基金にあっては、第二号に掲げる事項を除く。）とする。
 - 二 当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項
 - 三 納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主との負担方法
 - 4 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第三号及び第二十一条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金が解散した後に確定給付企業年金一清算が結了するまでの間における自主解散型納付計画等に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項
- 二 納付の猶予を受けようとする場合又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十条第三項に規定する退職金共済契約（以下単に「退職金共済契約」という。）を締結する場合は、その理由の概要
- 二 納付の猶予を受けようとする期間が五年を超える場合は、その理由

- 3 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第二号及び第二十二条第六項第二号の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当するものであることとする。
- 一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該変更後の納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額及びその期間の設定が合理的なものであること。
- 二 年を単位として分割して自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的なものであること。
- 三 当該設立事業所の事業主の負担する金額が前条第一項第二号に規定する事業主との負担方法その他の事情から見て適正なものであること。
- （納付計画の変更）
- 第二十五条 平成二十五年改正法附則第十四条第一項（同条第四項、平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により自主解散型納付計画等及び平成二十五年改正法附則第三十条第一項（平成二十六年経過措置政令第三十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する清算未了特定基金型納付計画（以下「清算未了特定基金型納付計画」という。）（以下これらの計画を単に「納付計画」という。）の変更の申請は、申請書に、変更後の納付計画及び平成二十五年改正法附則第十四条第一項の猶予がされた期間内に猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由及び損益計算書等を添付して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。
- 2 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合は、当該承認の申請と同時に、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の規定による自主解散型納付計画等及び平成二十五年改正法附則第二十三条において準用する同項の規定による清算未了特定基金型納付計画の変更の承認の申請又は平成二十五年改正法附則第二十三条において准用する同項の規定による清算型納付計画の変更の承認の申請をすることができる。
- 3 厚生労働大臣は、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、その承認をするものとする。
- 一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該変更後の納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。
- 二 年を単位として分割して当該変更後の納付計画に記載された当該設立事業所の事業主（当該存続厚生年金基金を共同して設立している場合にあっては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主（平成二十六年経過措置政令第十六条第一項及び第二十八条第一項並びに平成二十六年経過措置政令第三十七条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する基金一括納付対象事業主を除く。）に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること。
- （納付の猶予の場合の加算金の徴収）
- 第二十六条 平成二十五年改正法附則第十六条第一項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。）に定める加算金のうち同項第一号に定める額については、徴収金額の一部につき納付があつたときに、当該納付額を同号における徴収金額とみなして同号の規定により計算した額を徴収するものとする。
- （清算計画の提出）
- 第二十七条 平成二十五年改正法附則第十九条第七項の規定による清算計画は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、厚生労働大臣が指定する日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(清算未了特定基金型納付計画の提出)

第二十八条 清算未了特定基金型納付計画は、当該清算未了特定基金型納付計画に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 当該清算未了特定基金(平成二十五年改正法附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金)をいう。以下同じ。)が清算未了特定基金型納付計画の提出に同意したことと証する書類

二 損益計算書その他の当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主(当該存続厚生年金基金を

共同して設立している場合にあっては、当該存続厚生年金基金を設立している各事業主(平成

二十六年経過措置政令第三十七条において読み替えて適用する平成二十五年改正法附則第三十一条に規定する基金一括納付対象事業主を除く)。以下この条、次条第一項及び第三十条

第一項に規定する基金において同じ。)の経営の状況を示す書類

三 当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び当該支払期月ごとに支払う額を記載した書類

(清算未了特定基金型納付計画の記載事項)

四 平成二十五年改正法附則第三十条第五項の規定に基づき算定した額の算定の根拠を示す書類

五 前項の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している清算未了特定基金を経由して行うこと

ができる。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第二十九条 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、当該設立事業所の事業主について確定給付企業年金若しくは企業型年金を実施している場合若しくは実施する場合又は退職金共済契約を締結している場合若しくは締結する場合にあってはその概要とする。

2 平成二十五年改正法附則第三十条第二号の当該事業主が納付の猶予を受けようとする額は、年を単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計画に記載しなければならない。

(清算未了特定基金型納付計画の承認の要件)

第三十条 平成二十五年改正法附則第三十条第七項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該清算未了特定基金型納付計画に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする期間の設定が合理的であると認められることがあると認められること。

二 年を単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計画に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められることが、(実施事業所の一部に係る事業に主として従事していた者)

第三十一条 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 平成二十六年経過措置政令第四十条第一号に規定する存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者であつて、事業の承継が行われる時点において承継される事業に主として従事しているもの

二 事業の承継の時点において承継される事業に主として従事していない者であつて、当該時点後に当該承継される事業に主として従事することが明らかであるもの

(存続厚生年金基金から移行した確定給付企業年金の掛金の額の計算に関する経過措置)

第三十二条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定期限内に当該確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等を(存続厚生年金法施行規則)に係る第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則(以下「改正後確定給付企業年金法施行規則」という。)第四十六条第一項に規定する特別掛金額(以下「特別掛金額」という。)について、当該交付された残余財産を原資として老齢給付金等(平成二十五年改正法附則第三十五条第二項に規定する老齢給付金等をいう。第三十六条において同じ。)の支給が行われる者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数(当該数が百分の十五を超える場合は、百分の十五とする。)」とすることができる。

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第三項、第一百一一条第二項又は第一百十二条第四項の規定に基づき存続厚生年金基金の設立事業所に使用される当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付を除く)。次条第一項、第三十四条第一項、第三十五条及び第三十六条において「存続厚生年金基金の加入員及び加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付」という。)の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る特別掛金額について、当該給付の支給に関する権利義務が移転された者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十二条第二項に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。)の設立事業所に使用される当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付(平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する給付を除く。)の支給に関する権利義務を承継した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数(当該数が百分の十五を超える場合にあっては、百分の十五とする。)」とすることができる。

3 平成二十五年改正法附則第十一条第五項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所(当該存続厚生年金基金が解散した場合にあつては、設立事業所であつたもの。次条第一項、第三十四条第一項及び第三十六条において同じ。)が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項又は平成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間を加入者期間に算入した場合における当該確定給付企業年金の当該事業主等に係る特別掛金額について、当該加入者期間が算入された者に係る額を改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項第三号に規定する方法により計算する場合においては、同号の規定にかかわらず、同号中「百分の十五」とあるのは、「百分の十に平成二十六年四月一日から法第二十八条第三項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三十三条第一項に規定する存続厚生年金基金の加入員であつた期間を加入者期間に算入した日までの年数(その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。)に百分の〇・五を乗じて得た数を加算した数(当該数が百分の十五を超える場合は、百分の十五とする。)」とることができる。

4 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の事業主等が残余財産の交付を受けた場合において、財政計算(改正後確定給付企業年金法施行規則第二十四条の規定による)

三第一号イ（1）に規定する財政計算をいう。以下同じ。)を実施する場合にあつては、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項の規定にかかわらず、特別掛金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合において、第一号に掲げる額の計算に係る同項第一号、第二号又は第四号の規定の適用については、同項第一号中「二十年」とあるのは、「三十年」とする。

一 当該残余財産の交付に係る実施事業所の当該残余財産が交付された者に係る過去勤務債務の額（改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額をいう。以下同じ。）の全部又は一部（次号及び次項において「厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額」という。）について、同条第一項第一号、第二号又は第四号の規定に基づき計算した額

二 過去勤務債務の額から厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額を控除した額について、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項から第六項までのいずれかの規定に基づき計算した額

三 前項の場合において、前回の財政計算において発生した厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額から前回の財政計算において発生した厚生年金基金の過去期間通算による過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額について、改正後確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項から第六項までのいずれかの規定に基づき計算した額

四 前二項の規定は、第二項の規定に基づき特別掛金額を計算した場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「残余財産の交付」とあり、及び「過去期間通算」とあるのは「権利義務の承継」と、「当該残余財産が交付された者」とあるのは「権利義務が承継された者」と、同項第二号及び前項中「過去期間通算」とあるのは「権利義務の承継」と読み替えるものとする。

（存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金を実施する場合の積立不足による掛金の額の再計算の特例）

第三十三条 平成二十一年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた確定給付企業年金の事業主等が当該残余財産の交付に係る者に係る特別掛金額について、存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等が当該権利義務が移転された者に係る特別掛金額について、又は平成二十一年改正法附則第十一条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十一年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項若しくは平成二十六年経過措置政令第三十条の規定の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であつた者について当該存続厚生年金基金における加入員期間を算入した場合の当該存続厚生年金基金の加入員であつた者に係る特別掛金額について、それぞれ当該確定給付企業年金の事業主等に対する改正後確定給付企業年金法施行規則第五十六条第一号の規定を適用する場合については、事業年度の末日が平成二十七年三月三十日までの間、同号中「二十年間」とあるのは、「平成二十六年四月一日から公的年金制度の健

全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）。以下「平成二十五年改正法」という。附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けた日、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十条の二第三項、第一百十一条第二項若しくは第百十二条第四項の規定に基づき権利義務を承継した日又は平成二十五年改正法附則第十一条第五項若しくは第二十条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受け法第二十八条第三項若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三十条第一項の規定に基づき平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員であった期間を算入した日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合においては、これを切り捨てるものとする。）を三十年から控除して得た年数（当該年数が二十年未満となる場合にあつては、二十年とする。）とする。

事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日までの間	二十九年
事業年度の末日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間	二十八年
事業年度の末日が平成二十九年三月三十一日から平成三十年三月三十日までの間	二十七年
事業年度の末日が平成三十年三月三十一日から平成三十一年三月三十日までの間	二十六年
事業年度の末日が平成三十一年三月三十一日から平成三十二年三月三十日までの間	二十五年
事業年度の末日が平成三十二年三月三十一日から平成三十三年三月三十日までの間	二十四年
事業年度の末日が平成三十三年三月三十一日から平成三十四年三月三十日までの間	二十三年
事業年度の末日が平成三十四年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までの間	二十二年
事業年度の末日が平成三十五年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までの間	二十一年

第三十四条 平成二十五年改正法付則第三十五条第一項の規定に基づき残余才産の交付を受けた者

付企業年金の当該権利義務が承継された者又は平成二十五年改正法附則第十二条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十一年改正法附則第十三条第二項若しくは第

二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに実施する確定給付企業年金（改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項又は平成二十六年経過措置）

する確定給付企業年金（改正後確定給付企業年金法第二十九条第三項又は平成二十六年総括指置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間を加入者期間に

算入（以下この項において「過去期間通算」という。）した場合に限る。）の当該過去期間通算を

行つた者に係る改正後確定給付企業年金法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより計算

した額は、確定給付企業年金法施行規則第五十八条の規定にかかるらず、次の各号に掲げる額を

合算した額とすることができる。

二十六年四月一日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある

場合にあつては、これを切り捨てるものとする。) を十から減じた数(当該数が零未満となる

場合にあつては、零とする。以下「延長年数」という。」を加えた数で」と、「六十分の一」とあるのは、「十分の一に一を十五に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数に十分の一に一を十に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数を加えた数」と、「十で」とあるのは、「十に延

長年数を加えた数で」と、「百五十分の一」とあるのは「十分の一に一を十五に延長年数を加えた数で除した数を乗じた数」と、「に十五分の一を乗じて」とあるのは「を十五に延長年数を加えた数で除して」として、当該残余財産の交付、当該権利義務の承継又は当該過去期間通算に係る者に對して同号の規定に基づき計算した額

二 当該残余財産の交付、当該権利義務の承継又は当該過去期間通算に係る者以外の者に對して確定給付企業年金法施行規則第五十九条第一項第一号の規定に基づき計算した額

事業年度の末日が平成二十九年三月三十日までの間ににおける前項の規定の適用を受ける場合に係る改正後確定給付企業年金法施行規則附則第二条の規定の適用については、同条第一項の表中「千五百分の十九」とあるのは「五十万分の三千三百」と、「千五百分の二十一」とあるのは「四十五万六千分の三千五百四十」と、「千五百分の二十三」とあるのは「四十一万四千分の三千七百四十四」と、「千五百分の四」とあるのは「二千五百分の四」と、「千五百分の六」とあるのは「二千四百分の六」と、「千五百分の八」とあるのは「二千三百分の八」とする。

(存続厚生年金基金から移行した場合の最低保全給付に関する経過措置)

第三十五条 平成三十一年三月三十一日までの間に存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等に係る確定給付企業年金に対する改正後確定給付企業年金法施行規則第五十四条第二項の規定の適用については、当該権利義務の承継により増加する同項に規定する最低保全給付の額に、当該権利義務の承継に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）を五から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。）を五で除して得た数を乗じて得た額を同項の規定により控除する額に加算することができる。

(回復計画に係る経過措置)

第三十六条 事業年度の末日が平成三十六年三月三十日までの間ににおいて、確定給付企業年金の加入者（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき残余財産の交付を受けて老齢給付金等の支給が行われるもの又は存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る改正前確定給付企業年金法の規定による給付の支給に関する権利義務が承継されたものに限る。）を使用する実施事業所又は平成二十五年改正法附則第十二条第五項若しくは第十二条第二項の規定に基づく認定若しくは平成二十五年改正法附則第十三条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に基づく納付の猶予を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が新たに確定給付企業年金を実施し、改正後確定給付企業年金法第二十八条第三項又は平成二十六年経過措置政令第三十条第一項の規定に基づき当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間を算入した場合にあっては当該設立事業所であつた実施事業所に係る第九条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令附則第四条第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句を表の中欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

七年事業年度の末日が平成三十四年三月三十日までの間	九年事業年度の末日が平成三十四年三月三十日までの間	十年事業年度の末日が平成三十五年三月三十日までの間
八年	九年	十年

(解散した存続厚生年金基金の加入員期間の一部を老齢給付金等の額の算定の基礎として用いる際の算定方法)

第三十七条 平成二十六年経過措置政令第四十二条の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。ただし、当該解散基金加入員等（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項に規定する解散基金加入員等をいう。以下同じ。）が遺族給付金の受給者であつた場合は、この限りでない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該交付された解散した存続厚生年金基金の残余財産の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が当該解散基金加入員等の当該解散した存続厚生年金基金の加入員であつた期間を超える場合には、当該解散基金加入員等の当該解散した存続厚生年金基金の加入員であつた期間とすること。

二 その他当該解散基金加入員等について不當に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

第三十八条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等に係る次の各号に掲げる事項を確定給付企業年金の事業主等に対し提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき交付を申し出る残余財産の額

三 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを

電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又は

ロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回

線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを作成する方法

イ えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識する

ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを作成する方法

三 書面を交付する方法

四 平成二十五年改正法附則第三十五条第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該解散基金加入員等に送付することによつて行うものとする。

一 資産管理運用機関等（改正後確定給付企業年金法第三十条第三項の規定による資産管理運用機関等をいう。）が残余財産の移換を受けた年月日及びその額

二 平成二十六年経過措置政令第四十二条の規定により解散基金加入員等に係る加入者期間に入される期間

三 平成二十五年改正法附則第三十五条第五項に規定による公告は、事業主等の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

四 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）の申出は、解散存続厚生年金基金（同条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金をいう。以下この条及び第四十二条において同じ。）の設立事業所の事業主のうち、その雇用する解散基金加入員（同項に規定する解散基金加入員をいう。以下同じ。）に分配すべき残余財産のうち被共済者持分額（以下「被共済者持分額」という。）の範囲内の額の交付を希望する事業主（以下「対象事業主」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した書面を独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下この条及び第四十二条において「機構」という。）へ提出するこ

とにより行うものとする。

一 解散存続厚生年金基金の名称、住所及び基金番号

二 解散存続厚生年金基金が解散した日

三 対象事業主の氏名又は名称及び住所

四 対象事業主の雇用する解散基金加入員（被共済者持分額のうち、対象事業主が機構への交付

を希望する額（以下「交付予定額」という。）の交付を希望する者に限る。）の氏名

五 前号の解散基金加入員に係る交付予定額及びその総額

六 第四号の解散基金加入員に係る存続厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日並びに当該存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数

七 その他申出に関する必要な事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 対象事業主及び前項第四号の解散基金加入員が、交付予定額の交付を希望することを証する書類

二 解散存続厚生年金基金が解散した日を証する書類

三 前項第六号の年月日及び月数を証する書類

3 解散存続厚生年金基金は、交付予定額の交付については、当該交付予定額の総額を機構が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとし、当該交付は、機構が当該預金口座を指定した日から起算して六十日以内に行わなければならない。

(掛金納付月数の通算等)

第四十条 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による掛金納付月数の通算は、同条第一項に規定する退職金共済契約（以下この項及び第四十二条において「退職金共済契約」という。）の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡った月において同日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該応当する日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日における当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなし、当該通算する月数と当該退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。

2 前項の規定により掛け金の納付があつたものとみなされた被共済者に対する中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、みなし加入日に退職金共済契約の効力が生じたものとみなす。

3 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合（同条第八項に基づき退職金の額に元利合計額を加算する場合を含む。）における中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）第十九条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十九条及び附則第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項各繰入れられた場合は、若しくは、繰入れ又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。第三号、第三十条、第四十七条第一項及び第四十九条において同じ。）の交付は、平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の交付が三号

中小企業退職金共済法施行規則第三十条第一項の交付が受けた場合は、受けた又は受けなかつた又は当該交付がなかつた場合は、受けなかつた又は当該交付がなかつた

中小企業退職金共済法施行規則第三十条第一項の交付が受けた場合は、受けた又は受けなかつた又は当該交付がなかつた場合は、受けなかつた又は当該交付がなかつた

者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われた場合合場合を含み、第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の日前から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われ、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。）第四十条第三項の規定により第四十七条第一項を読み替えて適用する場合を除く。

4 みなし加入日が平成三年四月一日前の日である被共済者に対する中小企業退職金共済法第十条第二項及び平成二十六年整備政令付録備考の規定の適用については、第二項の規定によるほか、同法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、平成二十六年整備政令付録備考中「中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ」とあるのは、「平成四年四月以後の計算月について中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ」とする。

（加入促進のための掛け金負担軽減措置に関する特例）

第四十一条 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者について納付された掛け金に係る中小企業退職金共済法施行規則第四十五条の規定の適用については、同条中「及び同居の親族のみを雇用する中小企業者」とあるのは、「同居の親族のみを雇用する中小企業者及び存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）の設立事業所の事業主又は同法附則第三十六条第一項に規定する解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主である中小企業者（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十二条の規定に基づき同法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の交付の申出を行わないことが確認された中小企業者を除く。）」とする。（機構が行う必要ある確認等）

第四十二条 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主又は解散存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、退職金共済契約の申込みを行うときは、機構は、中小企業退職金共済法施行規則第四十五条の適用その他の事の事項について必要な説明を行い、平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出をするかどうかの確認をするものとする。

（解散計画）

第四十三条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間ににおいて、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする場合は、当該解散に関する計画（以下この条及び次条第一項において「解散計画」という。）を厚生労働大臣に提出することができる。

2 解散計画を提出した存続厚生年金基金については、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十六条の三第二号及び第三号の規定は適用せず、第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条第五項の規定の適用について、同項中「計算されなければならず、かつ、その額のうち過去勤務債務に係る掛け金の額は、原則として二十年以内の範囲内で当該

債務が償却されるように計算されなければならない」とあるのは、「計算されなければならない」とする。

3 解散計画を提出した存続厚生年金基金は、当該解散計画に従つて、その事業を行わなければならず、当該解散計画に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該解散計画の内容を変更し、変更後の解散計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(解散計画の記載事項)

第四十四条 解散計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 解散計画の適用開始日及び解散予定日
- 二 事業及び財産の現状
- 三 年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金をいう。第四十六条第一項において同じ。）の積立ての目標
- 四 前号の目標を達成するために必要な具体的な措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額
- 五 前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならぬ。

2 前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならぬ。

(代行返上計画)

第四十五条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第一項の規定により企業年金基金（改正後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。）となるとする場合は、当該権利義務の移転に関する計画（次項及び次条第一項において「代行返上計画」という。）を厚生労働大臣に提出することができる。

2 第四十三条第一項及び第三項の規定は、代行返上計画について準用する。（この場合において、これらの規定中「解散計画」とあるのは、「代行返上計画」と読み替えるものとする。
(代行返上計画の記載事項)

第一代行返上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 代行返上計画の適用開始日及び代行返上予定日
- 二 事業及び財産の現状
- 三 年金給付等積立金の積立ての目標
- 四 前号の目標を達成するために必要な具体的な措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額
- 五 前項第四号に掲げる措置は、同項第三号に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならない。

（存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等）

第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本年金機構（以下「機構」という。）に対して、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負つている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 年月日
- 三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であった期間（平成二十五年改正法附則第五条の第一項の規定よりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた存続厚生年金基金にあっては、当該認可を受けた日以後の当該存続厚生年金基金の加入員であった期間を除く加入員たる被保険者であった期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）の報酬標準給与（廃止前厚生年金基金令第十七条第一項に規定する報酬標準給与）

三 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者である期間（平成二十五年改正法附則第五条の第一項の規定よりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた存続厚生年金基金にあっては、当該認可を受けた日以後の当該存続厚生年金基金の加入員であった期間を除く加入員たる被保険者であった期間をいう。以下この号及び次号において同じ。）の報酬標準給与（廃止前厚生年金基金令第十七条第一項に規定する報酬標準給与）

与をいう。以下同じ。）の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額

五 平成二十五年改正法附則第八条の規定により政府が徴収する額

3 第一項の規定は、存続厚生年金基金が、平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「解散したとき」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき」と、「解散した日」あるいは「解散の認可があつたものとみなされた日」とする。

2 第一項の規定は、存続厚生年金基金が、平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定によりされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第二項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けた場合に準用する。この場合において、第一項中「解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負つている者」とあるのは「平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者」と、同項第二号中「が年金たる給付の支給の義務を負つている者」とあるのは「[加入員]」と、同項第五号中「平成二十五年改正法」とあるのは「平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定による読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者」とあるのは「[加入員]」と、同項第五号中「平成二十五年改正法」とあるのは「平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第二項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務が移転される者」と、同項第二号中「が年金たる給付の支給の義務を負つている者」とあるのは「[加入員]」と、同項第五号中「平成二十五年改正法」とあるのは「平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第二項の規定による読み替えられた平成二十五年改正法」と読み替えるものとする。

4 平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る改正後確定給付企業年金法施行令第二十条第一項に規定する加入者に関する原簿について、同項の厚生年金基金で定める事項は、改正後確定給付企業年金法施行規則第二十一条各号に掲げる事項のほか、厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失年月日とする。

5 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下この項において同じ。）又は平成二十五年改正法附則第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認を受けた特定基金が解散した場合に準用する。この場合において、第一項第五号中「附則第八条」とあるのは、「附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項又は平成二十五年改正法附則第二十八条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の場合に準用する。この場合において、第一項中「存続厚生年金基金が解散」とあるのは、「施行日前に旧厚生年金基金が改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項の規定により解散」と、「当該存続厚生年金基金が年金たる給付」とあるのは、「当該旧厚生年金基金が老齢年金給付」と、「日本年金機構（以下「機構」といふ）」とあるのは、「存続連合会」と、「期間（平成二十五年改正法附則第二十八条第一項若しくは第三項）」と読み替えるものとする。

第十三条	第七号	第十七条	第十三条	第十七条	第十七条	第十七条	第十三条	第十七条	第十七条	第二号	第一条
九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第三号	第七号
交付 その額	基金 金の名称	年金給付等積立金の規定									
平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	年金給付等積立金の規定	年金給付等積立金の規定									

第一条第十第す準いに一条第十第 項第一二る用てお項第四七 令		号第一条第十第す準いに一条第十第 一項第一二る用てお項第四七 以下同じ。)		一条第十第す準いに一条第十第 項第一二る用てお項第四七 一時金たる給付		第一条第十第す準いに一条第十第 項第一二る用てお項第四七 法第一百三十三條の三第一項 の規定による年を改正する法律 （平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十三条の規定による年金たる給付及び一時金たる給付（連合会遺族給付金（平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の規定により支給される存続連合会遺族給付金及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項の規定により支給される死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付をいう。）及び連合会障害給付金（平成二十五年改正法附則第四十四条第三項の規定により支給される存続連合会障害給付金及び平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十二条第二項の規定により支給される障害を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付をいう。）を除く。）		第一条第十第す準いに一条第十第 項第一二る用てお項第四七 令	
二条第十第す準いに一条第十第 項第一二る用てお項第四七 抄本。		号第二条第十第す準いに一条第十第 二項第一二る用てお項第四七 抄本。		分の以列各二条第十第す準いに一条第十第 部外記号項第一二る用てお項第四七 抄本。		号第三 抄本その他の書類。		第一条第十第す準いに一条第十第 項第一二る用てお項第四七 令	
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令		基礎年金番号		次の各号（生年月日について、連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機関保存本人確認情報（同条に規定する機関保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）		基礎年金番号		基礎年金番号	
加入員番号		基礎年金番号		区長及び 抄本		の区長を含むものとし、 区長又は総合区長		抄本その他の書類	

に一条第十 お項第四七 る法第百七 十四条に おいて準用 する改 正前厚生年 金保険法	第十条す る用てお 本人確 認情報 する本人 確認情 報をい う。)	第十条す る用てお 本人確 認情報 する本人 確認情 報をい う。)	号第二条十 一項第三二 る用てお 項第四七 抄本。	号第三条十 八三項第一 二る用てお 項第四七 令	号第 三
--	---	---	---------------------------------------	--------------------------------------	---------

の四 条三 る用て 法第百 四十四 条第 一百四 十五条 の規定 により 相当額 等相当 額等(脱 退金に規 定する脱 退金相当 額をいう。 この条を除 き、以下同 じ。)若し くは年金給 付等積立 金(法第百 六十五条 に規定す る年金給 付等積立 金相当額 をいう。) の三第五項 に規定す る脱退金 相当額をい う。)	第十条す る用てお 本人確 認情報 する本人 確認情 報をい う。)	第十条す る用てお 本人確 認情報 する本人 確認情 報をい う。)	項第十 一十二条三 る用てお 項第四七 員であつた 加入員又は 加入員(平 成二十五年 改正法附則 第四十二条 第三項又は 平成二十 五年改正法 附則第六十 一条第二項 の規定によ りなおその 効力を有す るものとさ れた改正前 厚生年金保 険法第六十 五条第三項 の規定によ り、存続厚 生年金基金(平 成二十五年 改正法附則 第三条第十 一条第十 一十二条三 る用てお 項第四七 員であつた 加入員又は 加入員(平 成二十五年 改正法附則 第四十二条 第三項又は 平成二十 五年改正法 附則第六十 一条第二項 の規定によ りなおその 効力を有す るものとさ れた改正前 厚生年金保 険法第六十 五条第三項 の規定によ り基金融退 一時金相 当額(平成 二十五年改 正法附則第 四十二条第 三項又は平 成二十五年改 正法附則第 六十二条第 三項の規定 により基 金融退一時 金相当額を いう。以下同 じ。)若し くは脱退一時 金相当額又 は残余財 産	一条第十 一項第七二 る用て 法第百 四十四 条第 一百四 十五条 の規定 により 相当額 等相当 額等(脱 退金に規 定する脱 退金相当 額をいう。 この条を除 き、以下同 じ。)若し くは年金給 付等積立 金(法第百 六十五条 に規定す る年金給 付等積立 金相当額 をいう。) の三第五項 に規定す る脱退金 相当額をい う。)
---	---	---	--	--

第五十二条の四		第五十二条の三		第五十二条の二		第五十二条の一	
第五十二条の四		第五十二条の三		第五十二条の二		第五十二条の一	
五月以内	法	第百三十条第一項第四号	第百三十条第一項第三号	第百三十条第一項第二号	第百三十条第一項第一号	第百三十条第一項第三号	第百三十条第一項第一号
三月以内	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	平成二十六年経過措置政令第四十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十条第一項第四号	基金额度相当額若しくは脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該基金中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充てる部分に限る。）	基金额度相当額若しくは脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該基金中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充てる部分に限る。）	基金额度相当額若しくは脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該基金中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充てる部分に限る。）	基金额度相当額若しくは脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該基金中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充てる部分に限る。）	基金额度相当額若しくは脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該基金中途脱退者又は解散基金加入員の給付に充てる部分に限る。）

第十条 第四十七法		四条十第す準いに一条十第 二項 第の一四る用てお項		一四条十第す準いに一条十第 一項 第の一四る用てお項		三条十第す準 の一四る用	
令第三十九条の 十二第一項	平成二十六年経過措置政令第四十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第三十九条の十二第一項	令第三十九条の 七第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号イ	令第三十九条の 四第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号二	令第三十九条の 七第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第一項
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金

いに一条十第 二項 第の一四る用てお項		二条十第す準いに一条十第 二項 第二四る用てお項		一条十第す準いに一条十第 一項 第二四る用てお項		六条十第す準いに一 の一四る用てお項	
第十 四 七 法 第 百 三 十六 条 の 四 第二 項	第十 四 七 法 第 百 三 十六 条 第 一 項 第一 号	第十 四 七 法 第 百 三 十六 条 の 三 第一 項 第一 号	第十 四 七 法 第 百 三 十六 条 の 三 第一 項 第四 号	第十 四 七 法 第 百 三 十六 条 の 三 第一 項 第一 号	第十 四 七 法 第 百 三 十六 条 の 三 第一 項 第一 号	第十 四 七 法 第 百 三 十六 条 の 三 第一 項 第一 号	第十 四 七 法 第 百 三 十六 条 の 三 第一 項 第一 号
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第二項	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金	年金給付等積立金及び積立金

額及び構成割合を厚生労働大臣に報告

第十条す準いに一条十 第八四る用てお項第四 七		第十条す準いに一条十 七四る用てお項第四 七		四び第十条す準いに一条十 条十第及三四る用てお項第四 七		四条十第す準いに一条十 条の四第一項	
別途積立金 年金経理	未収掛金及び未 収徴収金	令第三十九条第 一項及び最低積立基 準額の明細を示 した	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十二条の七第一項の明細を示した書類及び共同運用経理に係る	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令	法第三十六条同条第一項	四条十第す準いに一条十 条の四第一項	
それぞれ別途積立金 年金経理等	年金経理等	未収徴収金					
第十条す準いに一条十 四五る用てお項第四 七	第十条す準いに一条十 四五る用てお項第四 七	第十条す準いに一条十 三五用てお項第四 七	第十条す準いに一条十 三五用てお項第四 七	第十条す準いに一条十 九四る用てお項第四 七	第十条す準いに一条十 九四る用てお項第四 七	第十条す準いに一条十 九四る用てお項第四 七	第十条す準いに一条十 九四る用てお項第四 七
委託した場合に 事項 (連合会に 事項)	法第一百七十六 条	管轄地方厚生局 長等 加入員	法第一百二十 条第 一項 (同一) 第六十七条にお いて同じ。)	主たる事務所 所在地を管轄 する地方厚生局 長等(当該基金 の所在地を管轄 する地主たる事務所 長等をいう。第 五十四条第一項、 第五十五条第一項、 第五十六条第一項、 第五十七条第一項 並びに第六十七 条において同じ。)	厚生勞働大臣 厚生勞働大臣	厚生勞働大臣	業務經理 業務經理、継続投資教育事業經理、共濟經理又は業務經理
するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十六條第一項 するものとされた改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十八条第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十八条第一項	厚生勞働大臣 厚生勞働大臣	厚生勞働大臣 厚生勞働大臣				

第す準いに一条十 五る用てお項第四 七管轄地 方厚生局 長等	四 条十 第す 準い に一 条十 第 項 第五 五 る用 てお 項第 四 七法 第百 七十六 条 令 長等 管 轄 地 方 厚 生 局	二 条 十 第 す 準 い に 一 条 十 第 項 第五 五 る用 て お 項 第 四 七法 第百 七十六 条 法 第二 項	一 条 十 第 す 準 い に 一 条 十 第 項 第五 五 る用 て お 項 第 四 七法 第百 七十六 条 長等 管 轄 地 方 厚 生 局 厚 生 勞 働 大臣	一 条 十 第 す 準 い に 一 条 十 第 項 第五 五 る用 て お 項 第 四 七法 第百 七十六 条 長等 管 轄 地 方 厚 生 局 厚 生 勞 働 大臣
厚生労働大臣	厚生労働大臣	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項、平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条において準用する改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項、平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条において準用する改正前厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項、平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条において準用する改正前厚生年金保険法

す 準 い に 一 条 十 第 用 て お 項 第 四 七 代 議 員 会 局 長 等 し く は 地 方 厚 生 大 臣 若 生	条 十 第 す 準 い に 一 条 十 第 用 て お 項 第 四 七 二 六 る 用 て お 項 第 四 七 第 二 十五 条	一 条 十 第 す 準 い に 一 条 十 第 項 第一 六 る 用 て お 項 第 四 七 法 第 百 三 十四 条 金 年 金 給 付 等 積 立	条 十 第 す 準 い に 一 条 十 第 用 て お 項 第 四 七 六 五 る 用 て お 項 第 四 七 法 第 百 三 十四 条 年 金 給 付 等 積 立	五 条 十 項 第 五
評議員会	厚生労働大臣	第七十四条第一項において準用する第二十五条	平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十三条	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条において準用する改正前厚生年金保険法

第一条第十項 第一項 第五六る用てお項第四七 令第四十四条	第二条第十項 第一項 四六る用てお項第七 法第一百二十條の三 第一項 年金給付等積立 号イ	第三条第十項 第一項 第三六る用てお項第四七 法第一百八十八条第 二項 平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十六条第二項
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十六条第二項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十八条の三第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十八条の三第一項

号第一 一条第十 二厚生年 五百四 四項若 六十五 六十五 二第四 くは 付企 業年 金法」 とい う。)	号第十 項第一 二第一 五第一 十法第 五十四 第一条 第一項 年金保 險法第 一百四 四條的 第六項 若しくは 五百四 五條的 六十五 六十五 二第四 四項若 是確 定給 企改 正法附 則第五 九條第 一項的 規定に する改 正前厚 生年金 保險法 第百三 六條的 三第一 項第四 号イ	号第十 項第一 二第一 五第一 十法第 五十四 第一条 第一項 年金保 險法第 一百四 四條的 第六項 若しくは 五百四 五條的 六十五 六十五 二第四 四項若 是確 定給 企改 正法附 則第五 九條第 一項的 規定に する改 正前厚 生年金 保險法 第百三 六條的 三第一 項第四 号イ
平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第四十四条	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第四十四条	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第四十四条

第三年金給付等積立金 年金給付等積立金等（平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等）

4 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中途脱退者等 (同項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。)	老齢基金中途脱退者等(同項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。)若しくは老齢確定給付企業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。)又は中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条规定による存続厚生年金基金から存続連
第百二十九条の二 （存続連合会に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置）	七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額(同号に規定する基金脱退一時金相当額の効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条规定による存続厚生年金基金から存続連
第五十条 （解散基金加入員に係る老齢年金給付又は存続連合会老齢年金給付の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額(同号に規定する基金脱退一時金相当額の効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条规定による存続厚生年金基金から存続連
第五十一条 （平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額(同号に規定する基金脱退一時金相当額の効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条规定による存続厚生年金基金から存続連
2 前項の申請書には、拠出金等の算出の基礎を示した書類を添えなければならない。	七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額(同号に規定する基金脱退一時金相当額の効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条规定による存続厚生年金基金から存続連

第五十二条 （存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の申出）	合会への基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一号に規定する基金中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額(同号に規定する基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の移換の申出は、存続連合会に対し、基金中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書(これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。)を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。
三 加入員の資格の取得及び喪失の年月日	二 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定により移換を申し出る基金脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間
四 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額	一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号
五 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額及び標準賞与額	二 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一條第四項の規定による申出は、存続連合会に対し、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書(これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。)を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによつて行うものとする。
六 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額	三 平成十五年四月一日後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第七条第二項の規定による申出について準用する。この場合において、前項中「解散基金加入員」とあらわすのは、「改正前厚生年金保険法百四十七条第四項又は平成二十五年改正法附則第三十四条第四項に規定する者」と読み替えるものとする。	四 平成十五年四月一日前加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第八条 （給付の算定に関する基準）	五 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第九条 （平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	六 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第十条 （平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	七 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第十一条 （平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	八 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第十二条 （平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	九 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第十三条 （平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	十 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第十四条 （平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	十一 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第十五条 （平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	十二 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額
第十六条 （平成二十五年改正法附則第四十条第四項の規定による認可の申請は、拠出金等の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。）	十三 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であつた期間の標準報酬月額

一項第三号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ)、終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。第五十四条の二第一項において同じ)又は企業型年金加入者であった者(平成二十五年改正法附則第四十九条の二第一項に規定する企業型年金加入者であつた者をいう。次条第二項及び第五十四条の二第一項において同じ)の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十六条第三項、第四十七条第一項若しくは第四十九条の二第一項の規定により存続連合会が支給する存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の額、平成二十五年改正法附則第四十四条第三項若しくは第十八条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会障害給付金若しくは存続連合会遺族

給付金の額又は平成二十五年改正法附則第四十五条第三項若しくは第四十九条第三項の規定により存続連合会が支給する存続連合会遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第四十二条第三項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第四十五条第三項、

第三百四十六条第三項、第三百四十七条第三項、第三百四十八条第三項、第三百四十九条第三項又は第三百四十九条の二第一項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。
平成二十五年改正法附則第六百一十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改

正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項の規定により存続連合会が老齢年金給付の額に加算する額若しくは支給する一時金たる給付の額、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により

存続連合会が老齢年金給付の額に加算する額若しくは支給する一時金たる給付の額又は平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十二条第二項の規定により存続連合会が支給する死亡若しくは障害を支給理由と

する年金たる給付若しくは一時金たる給付の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項、平成二十五年改正附則第六十一条第三項の規定によりなおその効

4
平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりおもぞの効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二の第三項若しくは改正前確定給付企業年金法附則第六十三条第二項の規定によれば、その法第九十一条の二の第三項若しくは改正前確定給付企業年金法附則第六十三条第二項の規定により存続組合会が支給する老齢給付金若しくは貴族給付金の額、平成二十五年改正

法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十五条の四第三項の規定により存続連合会が支給する障害給付金若しくは遺族給付金の額又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされ

た改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項の規定により存続連合会が支給する遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となる平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項・平成二

給付企業年金法第九十一条の五第三項の移換金の額から事務費を控除した額が零以下である場合には、零とする。

第五十四条 平成二十六年経過措置政令第五十九条の規定により存続連合会が基金中途脱退者又は確定給付企業年金中途脱退者に基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額

(中途脱退者等の個人情報の取扱い)

企業年金中途脱退者、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であつた者（以下この条において「中途脱退者等」という。）の氏名、性別、生年月日、住所その他の中途脱退者等の個人に関する情報を取り集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人

2 他正当な事由がある場合は、この限りでない。存続連合会は、中途脱退者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずる

（存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等）
ものとする。

二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百五十五条の五第一項の規定による積立金(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。)の移換の申出は、存続厚生年金基金に対し、

当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用す
うがこの限りである。

る方法により提供することによって行うものとする。
一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
二 積立金の額別
三 算定期間等（改正後確定給付企業年金法施行規則第百四条の二十二第一項第三号に規定する方法により提供することによって行うものとする）

2 平成二十五年改正法附則第五十七条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正後確定給付企業年金法第百五十五条の第五第五項の規定による算定基礎期間等をいう。)

規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 存続厚生年金基金が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 平成二十六年経過措置政令第六十一条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十九条の三第一項の規定により当該老齢年金給付の算定の基礎として用いられる期間

(存続連合会から存続厚生年金基金への移換する積立金の額)
第五十六条 存続連合会が平成二十五年改正法附則第五十七条第二項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第

百十五条の五第二項の規定により存続厚生年金基金に移換する積立金の額は次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

二 存続連合会が移換を受けた当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係る確定給付企業年金

一 脱退一時金相当額または残余財産（当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に給付に充てる部分に限る。）

（脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法）

第五十七条 平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項の規定により、平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項第二号又は平成二十六年経過措置政令第六十七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項第二号に掲げる期間（以下この条において「算定基礎期間等」という。）を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならぬ。

一 存続厚生年金基金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合には、存続厚生年金基金の加入員であった期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

（存続連合会に係る責任準備金相当額の一部の物納）

第五十八条 平成二十五年改正法附則第六十七条又は第七十三条の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定の例により物納をする場合においては、存続連合会を解散し厚生年金基金等（改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。）とみなして、改正前確定給付企業年金法施行規則第百三十二条から第百三十四条までの規定の例による。

（存続連合会への事務委託）

第五十九条の二 厚生年金保険の実施者たる政府は、平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八条の規定に基づき、存続厚生年金基金から現価相当額を徴収する場合において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務（年金たる給付の支給に必要な記録の整理に関する事務を含む。）を存続連合会に行わせることができる。（解散に伴う事務の引継ぎ等）

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日において存続連合会が給付の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

一 氏名・性別、生年月日及び基礎年金番号
二 存続連合会が給付の義務を負っている者の資格の取得及び喪失の年月日
三 平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する平成二十五年改正法附則第八条の規定による認可を受けた」とあるのは「平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する平成二十五年改正法附則第八条」とあるのは「存続連合会」と、「附則第六十六条」と読み替えるものとする。

（年金数理人の要件に関する経過措置）

第六十条 改正後確定給付企業年金法施行規則第百十六条の二第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十六条の二第二項の厚生労働省令で定める要件について準用する。（平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の算定に関する基準）

第六十一条 平成二十六年経過措置政令第七十三条の規定による年金たる給付若しくは一時金たる給付の額の算定に当たって用いられる予定期率及び予定期死亡率は、年金給付等積立金又は積立金の運用収益及び連合会が年金たる給付若しくは一時金たる給付の支給に関する義務を負つている基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第七十条第二項に規定する基金中途脱退者等をいう。）の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

（準用規定）

第六十二条 改正後確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十三条第一項及び第三十四条から第三十六条までの規定は、連合会が支給する平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十三条 令第二十公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年政令第七十号）に規定する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年経過措置政令）といふ。）第七十四条第二項において準用する令第二十九条第三号

第六十四条 第三十三条第一項の規定による年金たる給付（平成二十五年改正法附則第七十条第一項の規定による年金たる給付）を存続連合会において準用する令

第六十五条 第三十六条第一項の規定による年金たる給付（平成二十五年改正法附則第七十六条第一項の規定による年金たる給付）を存続連合会において準用する令

第六十六条 法第三十条第一項の規定による年金たる給付（平成二十五年改正法附則第七十七条第一項の規定による年金たる給付）を存続連合会において準用する令

第六十七条 平成二十五年改正法附則第七十八条第一項の規定による年金たる給付（平成二十五年改正法附則第七十九条第一項の規定による年金たる給付）を存続連合会において準用する令

第六十八条 平成二十五年改正法附則第七十九条第一項の規定による年金たる給付（平成二十五年改正法附則第七十九条第一項の規定による年金たる給付）を存続連合会において準用する令

第六十九条 平成二十五年改正法附則第七十九条第一項の規定による年金たる給付（平成二十五年改正法附則第七十九条第一項の規定による年金たる給付）を存続連合会において準用する令

第一百四条の十第一号	第百四条の五第二号	第一時金に	第一時金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における改正後の規定中同表の中欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の適用）による年金たる給付）を存続連合会において準用する
第百四条の六第一号	第九十一条第十九条	第一時金に	第一時金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における改正後の規定中同表の中欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の適用）による年金たる給付）を存続連合会において準用する
業務内容	第百四条の六第一号	第一時金に	第一時金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における改正後の規定中同表の中欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の適用）による年金たる給付）を存続連合会において準用する
（以上同じ。）の内容	第百四条の六第一号	第一時金に	第一時金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年改正法附則第七十八条の規定により連合会の業務が行われる場合における改正後の規定中同表の中欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の適用）による年金たる給付）を存続連合会において準用する

<p>六号 二項第三号</p> <p>六 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により、第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十三年政令第三百八十二号）第十九年政令第三百八十二号）第三条第二号</p>	<p>平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により、第六号の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号</p> <p>七 平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
<p>附 則 （平成二十六年三月三一日厚生労働省令第四一一号）</p> <p>この省令は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二十六年二月五日厚生労働省令第一三三号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成二七年二月一八日厚生労働省令第二一一号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二六年二月五日厚生労働省令第一三三号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成二七年三月一六日厚生労働省令第三四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 （平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五四号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五四号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成二七年一月四日厚生労働省令第一六八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二七年一月四日厚生労働省令第一六八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 （平成二八年三月三一日厚生労働省令第五六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二八年三月三一日厚生労働省令第五六号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>

<p>第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二八年一〇月五日厚生労働省令第一五九号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行し、第四条の規定による改正後の国民年金基金及び国民年金基金運合会の平成二十九年度の予算から適用する。</p> <p>（企業型年金加入者等原簿及び個人型年金加入者等原簿の作成及び保存に係る経過措置）</p> <p>第二条 改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項第十一号及び第五十六条第一項第十一号並びに第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同項の規定により読み替えて適用する同令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則第十五条第一項第十二号及び第五十六条第一項第十二号の規定は、平成三十年一月一日以後に行われる法第五十四条（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による資産の移換又は法第五十四条の二（同項及び同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七十四条の二（同法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による脱退一時金相当額等の移換について適用する。</p> <p>附 則 (平成二八年一二月一四日厚生労働省令第一七五号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年一二月二二日厚生労働省令第一三四号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年一一月二八日厚生労働省令第二一一号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年八月二日厚生労働省令第一三五号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年九月二七日厚生労働省令第一五九号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条、第三条、第五条及び第六条の規定 令和四年五月一日</p> <p>二 第四条及び第七条の規定 令和四年十月一日</p> <p>附 則 (令和四年一月二一日厚生労働省令第一三号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、令和六年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年三月三一日厚生労働省令第六〇号) 抄</p> <p>（施行期日）</p>	<p>第五条 第四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条の二の規定は、施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和五年一〇月六日厚生労働省令第一二九号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、国民年金基金令等の一部を改正する政令の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年一二月二七日厚生労働省令第一六五号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
---	---